



令和7年7月31日

第2回運営委員会 報告

十三小保教の会

盛夏の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
7月12日(土)に第2回運営委員会を開催しましたので、下記のとおりご報告いたします。

日時:令和6年7月12日(土)10:00~

場所:ランチルーム

(委員総数33名、出席委員数29名)

※全委員2/3以上の出席がありましたので、第2回運営委員会は成立いたしました。

【1】あいさつ

◆令和7年度 運営連絡委員代表

おはようございます。お忙しい中、お越しいただきましてありがとうございます。2学期から各学年で活動が本格化することになるかと思えます。本日はその点がメインになっております。

暑いので、短時間で終わられればと思えますので、どうぞご協力をお願いいたします。

◆校長先生

日頃より本校の教育活動にご支援いただきありがとうございます。

今週、6年生と一緒に日光・尾瀬方面に移動教室に行ってまいりました。6年生はさまざまな場所で挨拶や片付けをほめてもらうことができました。自分からすすんで行動できることも増え、小平第十三小学校の最高学年として立派に成長しています。また移動教室の期間に、学校の方では停電があり給食のエレベーターが止まってしまうということがありました。その際には4、5年生を中心に下の学年の給食を運んであげる、ということがあり、子どもたちに優しい気持ちが育っていること校長としてとてもうれしかったです。

さて、6月14日土曜日に、「こだいら特別活動の日」の取組として、児童・生徒会サミットが行われました。十三小からも6年生の代表2名が参加し、全校から集めた「きれいな町・あいさつのあふれる町・助け合いのできる町」の3つのキーワードを基に、第二中学校区の児童・生徒と話し合いを行いました。そこで決まった第二中学校区のまちづくり宣言は「あいさつで笑顔あふれる 平和なまち」に決まりました。さっそく十三小では代表委員会によるあいさつ運動を実施したり、夏の補習教室には中学生がミニティーチャーとして参加したりするなど異校種の交流を深めてまいります。小学生が町に出て行ったり、中学生の活動の受け皿となったりするような取組を増やしていきたいと思っております。

最後に、小平市からのお知らせで今年度、市内13か所の公園で花火が許可されるそうです。保護者の皆様には見守り等ご協力よろしく申し上げます。

◆青少対会長

日ごろからの青少対活動へのご理解とご協力ありがとうございます。

青少対役員、委員を引き受けてくださった保護者のみなさまのご協力で今年度も青少対まつりの準備を進めているところです。

先日、十三小子どもクラブで水でっぼうを作って遊ぶ教室を開催しました。来週には、同じく十三小子どもクラブの「夏休みわくわく体験」という教室で、灯りまつりに展示する灯ろうづくりと、フォトフレーム作りをおこなう予定です。十三小子どもクラブの申し込みはすでに終わっていますが、2 学期以降の教室で追加募集をかけることもあるかもしれませんので、ご興味のある方はお申込みください。

毎回、初回の運営委員会で保護者のみなさまには、活動に参加してくださる方々に楽しんでもらうために、まず運営に関わる側が楽しんでほしいということをお話しさせていただいております。

青少対は子どもたちの健全育成を目的とした組織ですが、そのためにはその活動に関わってくださる大人の笑顔が大切だと思っております。

今後とも青少対をどうぞよろしくお願いいたします。

◆学校支援コーディネーター世話人

いつも皆さんには、ボランティア活動にご協力いただきましてありがとうございます。

6月9日(月)の朝会后、高学年児童と先生方で、校庭の草抜き大作戦とし、校庭の草取りをしました。作業をしながら草抜き楽しいねという児童がいて、月、水、金は放課後芝刈りをしているから手伝ってと伝えましたら、手伝いに来てくれました。子どもたちと関わる中で様々な経験をし成長する姿を見えています。

図書ボランティアと民生児童委員でたんぽぽの読み聞かせをしています。月一回火曜日の朝8時30分から15分間、朝読書の時間に読み聞かせをしています。1、2年生は楽しんで聞いています。15日は、3、4年生の予定です。クラス全員で本に親しむ時間はとても大切なことだと思います。読み聞かせに興味がある方はぜひお声掛けください。

最後に、小平特別活動の日は、小平市内の小中学校の代表が小平六小に集まりました。二中学区の話し合いでは「あいさつで笑顔あふれる平和なまち」として今後の取り組みをすすめていくようです。私たちも学校の内外で、子どもたちにあいさつができるよう努めたいものです。

どうぞよろしくお願いいたします。

【2】定期総会(書面決議)について報告(添付資料①)

総会で提出されたご意見について、代表より報告がありました。

予算案について

<活動案について>

・運営委員等の稼働時間、頻度を整理しまとめると参加しやすいと思います。

→運営委員会の稼働時間・頻度については、選管委員と相談しながら改善を検討していきます。

・保教の会への加入は任意にすべきと思います。

→保教の会加入を任意にすべきという意見については、現状は全員加入となっています。保教の会は各学年の活動の財源となっており、任意にすると特定家庭のみが恩恵を受けられない、またはその都度費用を徴収するなどの問題

が生じるため今後も理解と協力を求めていきたいと思ひます。書面での対応や現金授受が伴う場合の柔軟な対応も検討します。

・運営委員会が土曜日開催で仕事などでなかなか出席できない方もいます。平日の開催やズームを利用することもご検討いただければと思ひました。

→書面でできるものは書面として、現金の受け渡しがあつたりなど、オンラインでは難しい部分もあるので、そこは柔軟に対応していければと思ひております。

<予算案について>

・パソコン積立金の目標額はいくらなのでしょう。40万円近く積立られているので購入の際、オーバースペックにならないよう申し送りされた方がよいと思ひます。積み立てを一時中断するののも一つかと思ひます。

・一般会計において、576,513円次年度に繰り越すのであれば、それを芝生の管理費に使うことはできないのかと思ひました。暑い時期(7~9月等)の一部にでも外部委託することは難しいのでしょうか。

(1)積み立て目標額約40万円に対し、現在使用中のパソコン(令和2年に購入)が、Windows 11にアップデートが可能か確認しております。不可の場合約10万円の費用が発生するためオーバースペックを避けるため積立の一時中断も選択肢となります。今年度の会計予算は承認済みのため来年度以降の引き継ぎ事項となります。

(2)一般会計繰越金(57万円)について、芝生管理費に使えないかというご意見について、現在週3回、先生方や地域の方々、保護者の方々の協力で保持しております。外部委託は、1回数万円かかり、週3回では1シーズン賄えないため、一部であっても外部委託は現実的ではないと思ひております。

【3】選管より報告

5月 7年度運営連絡委員選出の、委員選出のお知らせ 印刷、配布をした。

第一回で代表者の立候補者1名あり

副代表、書記、会計二名ずつ再募集したが立候補者なし

今後互選会をするスケジュールをたてている

【4】グループ活動の報告

立ち番・みまもり隊グループ

5月23日までに1期募集用紙の作成と起案

6月6日 募集用紙印刷、配布

6月13日 募集用紙回収

6月22日 集計、当番表・みまもり隊アンケート作成

7月12日 当番表・みまもり隊アンケート印刷、配布

保存されていない前年度データが多々あり、募集用紙作成作業が難航しました。立ち番について、「正門」に希望が偏る傾向があり、再募集の日程が生じたり、一部の会員に複数日程ご協力をお願いすることになりました。西門を使用する児童が多いこともあり、希望者が西門に偏ることや、集計作業の負担も大きいため、回答欄の改善を検討し、

第二期の募集においては、場所の指定をなしとして、募集することとしました。

みまもり隊について、令和6年度に試験的に1箇所追加したのではないかと会員の方よりご意見をいただきました。状況の確認と時期以降の対応について検討が必要かと思えます。

一斉下校・自転車整理グループ

7月の一斉下校は今年度から学年ごとの移行となり、保教の会からの協力は不要となったため、活動は行われなかった。

8月末から9月にかけて、運動会の自転車整理に向けて活動を開始する予定である。

パトロール中プレート・学区内危険箇所グループ

6月6日 危険箇所マップをサイト掲載する案内と、提出締切日(6月13日)を設けプレート装着プリントを配布した

6月14日 学校公開日に危険箇所マップへの手書き追加記入を依頼した

6月19日 プレート装着者と新しい危険箇所情報を集計した

7月31日に先生と警察官と共に、危険箇所のパトロールを行う予定である。

警察官との日程調整が難しく、7月31日14時という暑い時間帯に固定されたため、参加者(特に仕事をしている方や月末で忙しい方)への負担が集中している。

【5】学級・学年活動の報告(添付資料②)

・4年生 2月21日の1/2成人式に向けてプレゼントを検討しており今後先生と相談する予定。

その他学年からの活動報告はなし。

<令和6年度・学級・学年活動について(添付資料②)>

代表より説明を行いました。

学級委員のしおりの方にも掲載がありますが、参考資料として平成29年度から各学年の活動が載っております。各学年を示しておりますので、活動の参考にしていただければと思います。基本的には先生とご相談の上、決めていただければと思います。

また、令和2年度以前と以降を比較していただくと、コロナの影響で恒例となっていたものを変更している部分があります。

それまで、例えば一年生は、一学期の保護者会に簡単なお茶とお菓子で懇談会をしておりました。新入生の保護者同士が交流する価値のある恒例行事だったかと思いますが、コロナで懇談会などができなくなっておりましたので、可能な範囲ではございますが、担任の先生とご相談の上、お考えいただければと思います。

【6】学級活動費精算表の記入方法について

学級活動費・グループ活動費について会計より説明を行いました。

<学級活動費について>

各学級10,000円になります。学級費は学年で合同に使用することも可能です。学級活動費は担任の先生やボランティアさんへのお礼としては使用できません。保護者会後の茶話会でのお茶菓子代や学年末に進級祝いや記念品として全員に配る部品代として使うことはできます。活動内容について毎年行われている企画もありますが、必ずしも踏襲しなくてはならないものではありません。学級、学年活動を考えるにあたっては、必ず事前に担任の先生と相談してから計画を進めるようにお願いします。

<グループ活動費について>

あらかじめお配りいたしません。各グループ活動で支出が生じる場合は、事前に会計までご相談ください。

いずれの活動費も精算表に必要な事項を記入し、領収書(またはレシート)を裏面に貼ってください。どうしても領収書が出ないものは、出金伝票に記入していただきますので会計までお問合せください。領収書の宛名は「小平十三小保教の会」としてください。くれぐれもPTAの名称は使わないようお願いいたします。

活動費については、学級員のしおり10～13ページにも記載しておりますので、ご確認ください。

【7】規約改定について(添付資料③)

代表より報告がありました。

書面決議において、賛成多数でご承認いただきました個人情報について報告いたします。令和7年5月31日付けで規約に第10条が追加されました。保教の会は学校から一部、個人情報を受け取ることを規約として明確化するものです。

【8】その他

年会費集金方法の変更について、会計より報告を行いました。

学級委員の皆様、役員の皆様、年実の年会費集金にご協力頂き誠にありがとうございました。おかげさまで本年度の集金はどうにか終わりが見えてまいりました。

本年度より先生方を通さずに児童より保教の会が集金することになりました。集金日と再集金日と設け回収は教室を使用させて頂きました。とは言え再集金でも集まりきらない現状もあり先生方、特に副校長先生には多大なるご尽力いただきました。ありがとうございました。今回やってみての改善点などについては引き継ぎの際に来年度の運営委員の方々に伝えたいと思います。

【9】グループ活動

グループに分かれて打ち合わせ

⇒終わり次第、解散となりました。

第3回運営委員会

日時：令和7年11月15日(土) 10:00～

場所：ランチルーム

※全委員2/3以上の出席がないと、運営委員会は
成立しません。学級委員の方は必ずご出席ください。



令和7年7月12日

委員各位

十三小保教の会

第30回 定期総会（書面決議）に寄せられたご意見について

5月に行われた定期総会（書面決議）では、複数の方から活動案・予算案についてご意見をいただきました。第2回運営委員会で共有し、今後の活動に反映していきたいと考えます。（提出された原文のまま記載）

活動案について
<ul style="list-style-type: none">・運営委員等の稼働時間、頻度を整理しまとめると参加しやすいと思います。・保教の会への加入は任意にすべきと思います。・運営委員会が土曜日開催で仕事などでなかなか出席できない方もいます。平日の開催やズームを利用することもご検討いただければと思いました。・現代は多様な家族形態があるので、立ち番、芝刈りなども含め、保険対象者等の説明があれば安心して参加できることもあるかと思います。・芝刈りの曜日、時間も含め再検討をしてほしい。
予算案について
<ul style="list-style-type: none">・パソコン積立金の目標額はいくらなのでしょう。40万円近く積立られているので購入の際、オーバースペックにならないよう申し送りされた方が良いでしょう。・積み立てを一時中断するのも一つかと思います。 <p>一般会計において、576,513円次年度に繰り越すのであれば、それを芝生の管理費に使うことはできないのかと思いました。暑い時期（7～9月等）の一部にでも外部委託することは難しいのでしょうか。</p>

以上

委員各位

十三小保教の会

令和7年度 学級・学年活動について

第1回運営委員会では学級・学年活動について、「令和7年度 学級委員のしおり」2ページ、<学級委員の仕事>、③学級活動の企画・開催、を読み上げ活動方法についてお伝えしました。

参考資料として平成29年度～令和6年度までの学級・学年活動を以下にまとめます。

令和3年度まで、現在の懇談会は「茶話会」という名称でした。今回の資料では、「懇談会」と名称を統一して記載しています。また、①②③は、各学期を示しています。活動時期の参考にご覧ください。

(進級祝い品、学年記念品、袋詰めといった文言は省略しています。どの学年もラッピングして渡しています。)

【1年生】(恒例行事) 1学期の保護者会後に懇談会

平成29年度	①	5人ずつ3組のグループに分かれ、こどもたちの日頃の様子や親として迷うことなどを話し、保護者の交流を深めることができた。
	③	鉛筆と消しゴムをプレゼントした。
平成30年度	①	2クラス合同で懇談会を実施した。保護者同士のコミュニケーションを深められた。
	③	読み聞かせボランティアの方を招いて、ブラックライトを使用したパネルシアターの上演を行った。保護者の参加は数名であった。 鉛筆をプレゼントした。
令和元年度	①	2クラス合同で懇談会を実施した。自己紹介で近所のお友だちもわかり、交流がはかれた。担任の先生にも参加していただき、宿題などの質問に答えていただいた。
	③	折り紙とポケットティッシュをプレゼントした。
令和2年度	②	年末年始や家の時間を楽しむために、トランプをプレゼントした。(12月)
令和3年度	③	2年生で使用する15cm 定規、ポケットティッシュをプレゼントした。
令和4年度	③	赤鉛筆、鉛筆、消しゴムをプレゼントした。
令和5年度	③	定規をプレゼントした。
令和6年度	③	定規セットをプレゼントした。

【2年生】

平成29年度	②	国語「動物園のじゅうい」にちなんだ学習を実施。獣医である学級委員から、動物園の獣医の仕事についてスライドや道具を利用して話してもらった。
	③	こどもたちへフォトフレームをプレゼントした。
平成30年度	③	2クラス合同で懇談会を実施。5～6人ずつ5グループに分かれてこどもの話をして交流を図った。 消しゴム、赤青鉛筆、のりをプレゼントした。
令和元年度	③	体育館でレクリエーションを実施した。運動が苦手な児童でも楽しめるように、事前に担任の先生と打ち合わせを行い、当日は競争やゲームなどを行った。

		ノートをプレゼントした。
令和2年度	③	赤鉛筆、消しゴムをプレゼントした。
令和3年度	③	赤青鉛筆、鉛筆、消しゴムをプレゼントした。
令和4年度	③	赤青鉛筆、2B 鉛筆、消しゴムをプレゼントした。
令和5年度	③	プレゼントレクリエーション(千本引き)の準備、実施をした。(3月11日)
令和6年度	③	分度器をプレゼントした。

【3年生】(恒例行事) 七輪体験(おもちゃマシュマロなどを七輪で焼く)

平成29年度	①	6月の保護者会後に懇談会を実施。クラス替えに伴い、顔を合わせて交流できるように企画。担任の先生にも参加していただき、こどもの様子などで話が弾んだ。
	③	七輪体験(土曜日)。保護者の参加も多く、こどもたちも積極的に参加できた。
平成30年度	③	七輪体験(土曜日)。ボランティアの参加が多く、楽しく過ごすことができた。スティックのりをプレゼントした。
令和元年度	③	七輪体験(土曜日)。ボランティアの参加が多く、当日は雪が降りとても寒かったが火起こしや七輪で焼くという貴重な体験ができ、楽しく過ごすことができた。
令和2年度	③	赤青鉛筆、消しゴムをプレゼントした。
令和3年度	③	ハンカチと消しゴムをプレゼントした。
令和4年度	①	学級活動について情報収集を実施。懇談会の開催を検討した。
	②	保護者会後に懇談会を実施。トークテーマを設定し、ゲームやスマホのこと、病院情報、こどものお出かけの情報などを話した。(1組11名、2組9名、3組8名)
	③	七輪体験(5-6時間目)。平日開催となったが、ボランティアの保護者17人参加。買い出し、搬入などの打ち合わせは電話で行い、無事に開催することができた。スティックのりをプレゼントした。
令和5年度	③	七輪体験の準備と実施をした。(1月23日)
令和6年度	③	七輪体験の準備と実施(1月18日<学校公開日>)スティックのりをプレゼントした。

【4年生】(恒例行事) 10歳を祝う会(旧名称:1/2成人式、成人年齢の引き下げに伴い変更)

平成29年度	③	和紙の台紙、ひも等の購入。こどもに向けての手紙を作成し、発表した。
平成30年度	③	1/2成人式。賞状という形で親からこどもへ向けて言葉を贈るため、保護者に賞状作成の協力をしてもらった。(賞状用紙、手紙を入れる封筒を購入した) ノートをプレゼントした。
令和元年度	③	1/2成人式に向けて準備していたが、休校となり実施はできなかった。ノートをプレゼントした。(これからも使えそうなものを、と担任とも相談)
令和2年度	③	1/2成人式。ファイル、赤青鉛筆をプレゼントした。
令和3年度	③	三角定規をプレゼントした。(購入するにあたり、担任とも相談)
令和4年度	③	赤青鉛筆をプレゼントした。
令和5年度	③	調理実習で使用するバンダナ、メッセージ付きトイレトペーパーを、10歳を祝う会でプレゼントした。
令和6年度	③	ハンドタオル<学校名・校章・日付入り>、鉛筆2本)を10歳を祝う会でプレゼントした。

【5年生】

平成29年度	③	6年生で俳句を学習するための筆ペンをプレゼントした。
平成30年度	③	読み聞かせボランティアグループの方を招いて、ブラックパネルシアター「小惑星探査機はやぶさ」の公演を行った。公演後はこどもたちからたくさんの質問があり、充実した時間となった。後日、こどもたちからボランティアグループの方に感想文の文集が送られ、大変喜んでくださった。
令和元年度	②	JAL 紙ヒコーキ教室を JAL から講師 4 名（パイロットや整備士）を招いて実施した。仕事内容の話をしていただいた後、講師持参の「イカ飛行機」を作成し、飛行距離を競う協議会を行った。（人気講座のため、予約の活動は4月から始めると良い）
令和2年度	②	鉛筆3本、消しゴム1個をプレゼントした。（9月準備、3学期に配布）
令和3年度	③	トランプとスーパーボールをプレゼントした。 学級図書を選定に向けてこどもたちにアンケートを取り、集計した。
令和4年度	③	ノート、鉛筆、マスクケースをプレゼントした。
令和5年度	③	赤青鉛筆、消しゴムをプレゼントした。
令和6年度	③	エアリンク株式会社様の「片づけなさいと言われなくなる整頓術」の出前授業を実施した。5mm方眼ノート5冊、カラーペン5本をプレゼントした。

【6年生】（恒例行事）親子レクリエーション

平成29年度	③	親子レクとしてミニ障害物競走とタイムカプセルのセレモニーを実施した。
平成30年度	③	「卒業式楽しみだなあの会」の1コーナーとして、親子綱引きを実施した。クラス対抗で、男子・女子・保護者で対戦し、とても盛り上がり楽しい時間となった。
令和元年度	③	6年間の学校行事の集合写真をおさめた DVD をプレゼントした。 親子レクリエーションを計画していたが、休校のため中止となった。卒業式後に祝う会を予定していたが、感染拡大防止のため、中止となった。
令和2年度	③	タイムカプセルを提案し、封筒に手紙と記念品を封入。有志の保護者が保管とした。 1組：5年生から発行してきた「つぼみ新聞」を創刊号から冊子にしてプレゼント。 2組：シャープペンシルをプレゼントした。
令和3年度	③	卒業記念品として、集合写真をおさめた DVD をプレゼントした。 担任の先生に向けた、こどもたちからのメッセージカード作りを実施した。
令和4年度	③	卒業記念品として、ボールペンを選定した。たいさんぼくの校章を入れ、十三小での思い出を胸に巣立って欲しいという思いを込めてプレゼントした。
令和5年度	③	卒業記念品として、名前入りシャープペンを卒業式前にプレゼントした。
令和6年度	③	卒業記念品（名入れボールペン）を卒業式前にプレゼントした。

以上

小平市立小平第十三小学校保護者と教職員の会 規約

第一条 (名称)

この会は小平市立小平第十三小学校保護者と教職員の会(略称・十三小保教の会)とする。

第二条 (目的)

この会は、常に子どもたちのことを考え、保護者と教職員が互いに学び合い、協力し、家庭・学校・地域における子どもたちのよりよい成長をはかることを目的とする。

第三条 (方針および活動)

1. 学級・学年を基盤とした活動をする。
2. 共に学び合い理解を深め連帯感を育てる。
3. 子どもたちを取り巻く教育環境の改善を図る。
4. 子どもたちに関わる地域活動に参加・協力する。
5. 学校の教育活動に協力する。
6. その他、目的を達成するために必要な活動をする。
7. 会や委員の名で特定の政党や宗教等を支持しない。また、営利を目的とする行為も行わない。

第四条 (会員)

1. この会の会員は、この会の目的と方針に同意するこの学校の児童の保護者と教職員である。
2. 会員はすべて平等の権利を持ち、義務を負う。
3. 会員はすべての会議を傍聴できる。

第五条 (学級委員・運営連絡委員・会計監査および選出管理委員)

1. 学級委員は各学級から2名選出する。運営連絡委員は保護者会員より7名、教職員会員より2名選出する。運営連絡委員の選出方法については細則で定める。
2. 学級委員は、運営委員会に各学級の意見等を出し、運営委員会で決まったことを各学級に持ち帰り報告する。運営委員会で決まった仕事を行う。
各学級の親睦会等を手配する。
3. 運営連絡委員は、以下の仕事を分担する。

代表(1名)

この会を代表し、総会・運営委員会を招集し、総会および運営委員会の決定に基づいて会務を行う。

副代表(2名、副校長)

代表を補佐し、代表に事故あるときは、その職務を代行する。

書記(2名、教職員1名)

総会および運営委員会の議事と会の活動を記録し、会員に知らせる。

会計(2名)

会計業務を行い、会計報告をする。

また運営連絡委員は、運営委員会の準備・まとめ・報告・各学年への連絡をする。

4. 運営連絡委員の任期は、定期総会から次の定期総会までとする。
5. 会計監査は、前年度の運営連絡委員の2名とし、第1回運営委員会で承認を受ける。(原則として会計をあてる)年度末に監査をし、総会に報告をする。任期は1年とする。
6. 運営連絡委員選出管理委員(略称・選管)は6名選出し、第1回運営委員会で承認を受け、保護者の運営連絡委員選出に関する事務を行い、その内容については細則で定める。

第六条 (総会)

1. 総会は、この会の最高議決機関で、全会員で構成される。
2. 定期総会は、年1回5月に開催する。必要に応じて、臨時総会を開催できる。
3. 総会は、活動報告・活動計画の検討と承認、予算・決算の審議と承認、運営連絡委員・会計監査の紹介、その他の重要事項の審議を行う。
4. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた時、または会員の1/8以上から要求があったときに開催する。
5. 総会は全会員の1/2以上(委任状をふくむ)の出席により成立し、議決は出席会員の過半数とする。総会の議決権は、一世帯一票とする。
6. 総会の議長は、総会に出席した会員の互選により決定する。ただし、学級委員・運営連絡委員・会計監査が議長になることはできない。

7. 書面開催の場合、総会資料と書面表決書を世帯ごとに配布する。全会員の1/2以上の書面表決書の提出により成立し、議決は提出された表決書の過半数とする。

第七条 (運営委員会)

1. 運営委員会は、総会に次ぐ議決、執行機関であり、各学級の学級委員と運営連絡委員と担当の教職員で構成される。
2. 運営委員会は原則として最低年3回(学期1回)開催する。なお、運営連絡委員または学級委員からの要請があり、代表が認めた場合は、臨時に運営委員会を開催することができる。
3. 運営委員会は学級を基盤として、子どもたちを取り巻く状況を話し合い、問題があるときは、そのことについて話し合う。また総会で決定された事項を行う。
4. 活動計画・予算案を立案し、活動報告・決算案等を検討して、総会に提出する。
5. 運営委員会は全委員2/3以上の出席により成立し、議決は出席委員の過半数とする。ただし、体調不良等のやむを得ない事情で欠席をする場合に限り、所定の手順で連絡を行ったときに委任扱いとする。

第八条 (会計)

1. この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
2. この会の予算は、会員の会費でまかなう。
3. 会費は一世帯年額1,000円とする。
4. 保教の会から学校に備品を寄贈等する又は30万円を超える予算の執行を行う場合は会員の周知の上会員の2/3以上の承認を得ること。

第九条 (弔慰規定)

会員もしくは児童に対する弔慰金は、5,000円とする。その他特別な場合(および緊急の場合)は、別途協議、決定をする。

第十条 (個人情報の保護)

1. この会の活動を進めるために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」を定め、適正に運用すること。その詳細は運営委員会に委ねることとする。
2. 会員以外にも活動を周知する場合がある。
3. 会の連絡を会員に効率的に周知するため、連絡業務を学校に委託する。その際、業務委託契約の締結等適切な措置をとることとし、その詳細は運営委員会に委ねる。

付則

- ①この規約は各機関で検討し、総会において変更することができる。
- ②この規約は平成8年4月1日より施行する。
- ③平成12年5月26日 第七条の2 改正
- ④平成13年12月15日 第五条 一部改正、施行細則 追加
- ⑤平成14年5月31日 第一条 第五条 一部改正
- ⑥平成16年3月13日 施行細則5④ 改正
- ⑦平成17年5月6日 第八条の3 改正
- ⑧平成17年9月20日 施行細則6 改正
- ⑨平成22年5月17日 第七条の2 改正、施行細則6 追加
- ⑩平成23年5月16日 第五条の1・3 改正、施行細則+則 一部改正
- ⑪平成28年5月18日 第一条 第五条の5 改正、施行細則 一部改正
- ⑫平成30年5月16日 施行細則5① 改正、施行細則 一部改正
- ⑬令和5年5月19日 第八条の4 追加
- ⑭令和6年5月24日 第六条の7 追加、第七条の5 一部改正
施行細則<運営連絡委員選出規定>5の③ 一部改正
- ⑮令和7年5月31日 第十条 追加

小平市立小平第十三小学校保護者と教職員の会 個人情報取扱規則

第一条 (目的)

小平市立小平第十三小学校保護者と教職員の会（以下、保教の会と略称）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、委員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びスクールメール、その他の個人情報データベース（以下、「個人情報データベース」という）の取扱いについて定めるものとする。

第二条 (責務)

保教の会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第三条 (管理者)

保教の会における個人情報データベースの管理者は、代表とする。

第四条 (取扱者)

保教の会における個人情報データベース取扱者は、教職員、運営連絡委員、選管委員、学級委員、会計監査（以下、委員と略称）とする。

第五条 (秘密保持義務)

個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第六条 (収集方法)

保教の会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

第七条 (周知)

個人情報取扱いの方法は、総会資料や学校ホームページ、スクールメールで会員に周知する。

第八条 (利用)

取得した個人情報は、次の目的の達成に必要な範囲内で利用を行うものとする。また、文書送付については、保教の会から学校に対してスクールメールおよび学校ホームページを利用して周知することを依頼することができる。

- (1) 会費の集金業務、管理業務
- (2) 運営委員会報告書、グループ活動に関連した文書等の送付
- (3) 委員、グループ活動等の名簿の作成
- (4) 委員選出、並びに委員等の推薦活動
- (5) その他、会に必要な場合

第九条 (利用目的による制限)

保教の会は、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第十条 （管理）

個人情報は管理者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第十一条 （保管及び持ち出し等）

個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等についてはパスワードをかけて管理するとともに、OSを最新状態にアップするなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。パスワードの取扱者は、第四条の限りとする。

第十二条 （第三者提供の制限）

個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第十三条 （第三者提供に係る記録の作成等）

保教の会は、個人情報を第三者（第十二条第一号から第四号の場合を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

第十四条 （第三者提供を受ける際の確認等）

第三者（第十二条第一号から第四号の場合を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

第十五条 （情報の開示）

保教の会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、第三条に定める管理者が法令沿ってこれに応じる。

第十六条 （漏えい時等の対応）

個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

第十七条 （苦情の処理）

保教の会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第十八条 （改正）

必要に応じて運営委員会において審議し改正することができる。なお、本規則を改定した場合は、第七条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則 本規則は、令和7年5月31日より施行する。

業務委託契約書

小平市立小平第十三小学校保護者と教職員の会（以下「委託者」という。）と小平市立第十三小学校（以下「受託者」という。）とは、以下のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第一条（委託業務の内容）

委託者は、受託者に対し、以下の業務（以下、「本件業務」）を委託し、受託者はこれを受託する。

- （1）委託者の会員等へのスクールメールを利用した連絡業務
- （2）その他、受託者に過度の負担を生じない業務で、別途合意した業務

第二条（業務遂行にあたっての注意点）

- 1 受託者は、善良なる管理者の注意義務をもって、本件業務を遂行するものとし、委託者の名誉及び信用を毀損する行為を行ってはならない。
- 2 受託者は、前条（1）号の業務を遂行するにあたり、その連絡内容がスクールメールを利用するのに不相当と判断する場合には、委託者にその連絡内容の修正を求めることができる。なお、軽微な修正については、委託者の了承を得て、受託者がすることができる。
- 3 前条（1）号の業務について、その連絡内容により紛争等が生じた場合には、受託者による修正の有無に関わらず、委託者の責任と負担において解決する。なお、前項の規定について、受託者がその連絡内容の相当性を判断する義務があるものと解してはならない。

第三条（委託料の支払等）

- 1 委託者の業務の公益性及び受託者の公共性に鑑み、本契約に基づく報酬は発生しないこととする。
- 2 委託者と受託者は、前項に鑑み、委託者から受託者に対する損害賠償請求は、受託者に故意または重過失がある場合を除き、免責することに合意する。

第四条（秘密保持）

委託者と受託者は、本契約の履行に関連して知り得た秘密を漏らしてはならない。本契約終了後も同様とする。

第五条（個人情報の保護）

- 1 本契約における個人情報とは、委託者及び受託者が本委託業務を遂行するために、相手方に預託した一切の情報のうち、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に定める「個人情報」に該当する情報をいう。
- 2 委託者及び受託者は、本委託業務の遂行に際して個人情報を取り扱う場合には、それぞれ個人情報保護法及び本契約の定めを遵守して、本委託業務の目的の範囲において個人情報を取り扱うものとし、本委託業務の目的以外に、これを取り扱ってはならない。
- 3 委託者及び受託者は、個人情報への不当なアクセス又は個人情報の紛失、盗難、改ざん、漏洩等（以下「漏洩等」という。）の危険に対し、平成28年11月（令和5年12月一部改正）個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）「10（別添）講ずべき安全管理措置の内容」を踏まえた合理的な安全管理措置を講じなければならない。また、委託者及び受託者は、個人情報を、本委託業務の遂行のためにのみ使用、加工、複写等するものとし、他の目的で使用、加工、複写等してはならない。

- 4 委託者及び受託者は、相手方に対して、前項の安全管理措置の内容及び実施状況について報告を求め、また、その実施状況を直接確認できるものとし、相手方は合理的な範囲内でそれに協力しなくてはならない
- 5 委託者及び受託者において、個人情報漏洩等の事故が発生した場合には、漏洩等をした者は、相手方に対し、速やかに当該事故の発生日時・内容その他詳細事項について報告する。また、漏洩等をした者は、自己の費用において、直ちに漏洩等の原因の調査に着手し、速やかに相手方に対し調査の結果を報告するとともに、再発防止策を講じる。

第六条（再委託）

- 1 受託者は、委託者の事前の書面による承諾を得た場合に限り、本件業務を第三者に再委託することができる。この場合、受託者は、本契約に基づく受託者の義務と同等の義務を再委託先に対して負わせるものとし、再委託先の責に帰すべき事由により委託者に損害が発生した場合は、再委託先と連帯して委託者に対して損害を賠償するものとする。
- 2 受託者は、前項の承諾に基づいて第三者に本件業務の全部又は一部を委託する場合であっても、当該再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。

第七条（契約の終了等）

本契約の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とする。ただし、本契約の期間満了の二ヶ月前までにいずれの当事者からも本契約を終了させる旨の通知がなされなかった場合、本契約は、同一の条件でさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

第八条（権利義務の譲渡の禁止）

本契約の当事者は、相手方の書面による事前の承諾がなければ、本契約に基づく自己の権利又は義務を第三者に対して譲渡若しくは承継させ、又は担保に供することができない。

第九条（協議）

委託者及び受託者は、本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行、当事者の合理的意思表示解釈に従い、誠意を持って協議し、解決するものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、委託者受託者それぞれ1通を保管するものとする。

令和7年5月31日

委託者 小平市立小平第十三小学校保護者と教職員の会

受託者 小平市立小平第十三小学校